



# 柚子養老ミニ情報

第38号

本紙は、平成24年3月5日船附地内にオープンした、高齢者介護施設「ケアサポート柚子養老」に関わる情報をお知らせいたします。不定期発行となりますが、皆さんに愛読していただければ幸いです。

503-1382 養老郡養老町船附字大割田1421

電話:0584-36-0035 FAX:0584-36-0036 編集責任者:臼井(小竹) H24, 11, 12発行

## 「あなたに 会えて うれしい」 菊花展！！

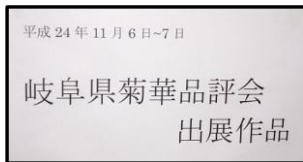
ケアサポート柚子養老では、11月6・7日養老町中央公民館で開催された岐阜県菊華品評会に出展された一部の菊を、当施設の玄関に展示していただいています。

そのうち、「岐阜県菊花連盟会長賞」を受賞された作品もあり、利用者さんや来館者の目を楽しませていただいています。利用者さんは、菊に会えるのが楽しくうれしいと言って、毎日菊を見にきておられます。

今月の施設テーマ「あなたに会えてうれしい」の如く、菊花も皆さんにお会いできてうれしそうです。

一度、ご鑑賞にお出かけください。

(電話0584-36-0035、ケアサポート柚子養老)



菊華が玄関に整列し、お出迎えしています



岐阜県菊花会長賞受賞作品



素晴らしい菊花を楽しく鑑賞される利用者さん



## 介護保険ものしり百科 31

今回は、「ケアマネジャー」について説明いたします。居宅介護支援事業所でケアマネジメントができるのは、ケアマネジャー(介護支援専門員)です。

ケアマネジャーの資格を得るためには、次の4つのポイントがあります。

**\* 第1ポイント** 実務経験を有すること。

・次のいずれかの実務経験

①医療・保険・福祉関係資格者として5年以上かつ900日以上(医師、看護師、社会福祉士、介護福祉士等資格保持者)

②相談援助業務従事者として5年以上かつ900日以上

(障害者支援施設の生活支援員等)

③介護等の業務従事者として5年以上かつ900日以上

(社会福祉主事、ホームヘルパー2級資格保持者)

④介護等の業務従事者として10年以上かつ1800日以上

(資格無)

**\* 第2ポイント** 実務研修受講資格試験に合格すること。

・毎年10月、県が行う筆記試験

**\* 第3ポイント** 実務研修を修了すること。

・県が行う実務研修(44時間)受講修了

**\* 第4ポイント** 資格の登録をすること。

・県に資格登録を申請し登録(登録証交付)

**\* ケアサポート柚子養老デイサービスは、「日曜日」も営業しています。**

**\* 利用者増に伴い「介護」「看護」職員募集中！！(ご一報ください)**